

令和5年度第1回印西市地域密着型サービス運営協議会において後日回答とした質問事項に対する回答

○質問事項1

議題(2)の地域密着型介護老人福祉施設について、重要事項説明書には要介護1からの単位数が記載されているが、地域密着型では要介護1から入所が可能ということか。

回答

千葉県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針に基づき、地域密着型介護老人福祉施設につきましても、入所対象者は原則として要介護3以上となります。また、同指針により要介護1又は2の者であっても特例入所の要件に該当することが認められる者は入所対象者となります。

当該重要事項説明書の記載につきましては、上記の特例入所に対応するためのものです。

○質問事項2

議題(2)の地域密着型介護老人福祉施設について、重要事項説明書に運営法人に関する情報が記載されていないが、記載の必要はないか。

回答

重要事項説明書に記載する項目については定めがありませんが、運営法人に関する情報については、契約の意思決定をする上で必要な情報であると思われるので、事業所に対し記載するよう助言を行いました。